

住民投票条例策定に係る基本的事項（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

1. 案件名 住民投票条例策定に係る基本的事項（素案）
2. 意見の募集期間 令和元年6月13日（木）から7月16日（火）
3. 提出者数 4人
4. 提出された意見等 6件

番号	意見等の概要	市の考え方
1	<p>項目9投票運動②「罰則等は設けず、ただし買収等を禁止する」などという規定にする。という事は「罰則がないので可能である」という事と同じである。</p> <p>ルールは悪用されないように性悪説に則って決められるべきである。</p> <p>買収強迫はもとより、署名の偽造や使い回しなどやろうと思えば罰則なしで何でもできてしまえる。</p>	<p>罰則等については、自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）において「自由な運動が果たす役割」、「投票率や成立要件への影響」など様々な議論がなされました。</p> <p>こうした議論を踏まえ、市として自由な運動により、幅広い様々な立場の市民が活発な議論を交わすことで、住民投票への積極的な市民参画が促進されるとの観点から、制限を最小限に留めるなど罰則等は設けないものとします。</p> <p>なお、買収、脅迫や署名の偽造など、刑法等その他法令において禁じられているものは、その法において対処します。</p>
2	<p>3年前の「(仮称) 阪南市立総合こども館」事業を巡る市民運動の中で大変残念だったのは、自治基本条例第25条第1項を無視したばかりか、捻じ曲げて解釈し住民投票を請求すること自体出来ないと言ったことです。</p> <p>当時の市当局の対応の背景には自治基本条例の「解説」書があったのではないかと思います。この際、条例制定をまたず、解説文の抜本的に改定されるよう要望します。</p>	<p>住民投票条例が成立、施行された後には、阪南市自治基本条例解説書の該当項目について改正を行う予定です。</p>
3	<p>住民請求の成立要件として、有権者の6分の1の署名数を予定していることについて、申し述べます。提言では、公選法、地方自治法等の中の数字を例示しています。小選挙区での当選者の最低得票要件として選挙区の有権者数ではなく、有効投票数の6分の1以上であることを求めています。それ以外に有権者の6分の1という数字はどこに登場するのか。住民投票請求の難易度に関わる事ですから、出来る限り説得力のある数でなければなりません。</p> <p>条例に基づく請求書名となると、単純な署名の積み上げだけでなく「定められた期間」内に「自筆の署名」「捺印」するなど厳密さが要求されるでしょう。有権者の6分の1は条例制定直接請求50分の1の約8倍の数を要求するもので、難度が高いと考えます。</p> <p>有権者の10分の1から12分の1程度で十分ではないでしょうか。</p>	<p>請求の成立要件については、推進委員会において、住民投票に付す事案が発生した場合「制度が活用できる署名数」、「乱用に繋がらない署名数」といった視点から有権者数の50分の1～3分の1の範囲でそれぞれのメリット・デメリットを踏まえ、様々な議論がなされました。</p> <p>こうした議論を踏まえ、市として一定の活用性を保障しつつ制度の濫用を抑制する要件として6分の1（現状 有権者数 約4万8千人×6分の1＝約8千人）が妥当であるとの結論に至りました。</p> <p>なお、3分の1、6分の1、50分の1の有権者数は地方自治法や市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、3か月に1度公表しております。</p>

4	<p>外国人への投票権の付与は反対。</p> <p>外国人への住民投票権付与は外国人参政権へ繋がるし、外国人参政権は日本国憲法に反する。</p> <p>よって、住民投票であろうが外国人への投票権付与はありえない。</p>	<p>外国人の投票権については、推進委員会において「外国人を含めることによる影響」や「社会情勢」、「コスト」等の視点から、幅広い議論がなされました。</p> <p>こうした議論を踏まえ、市として本市に在住する外国人も増加傾向にあることから、広く市民の意思を確認するという住民投票の意義を踏まえ、18歳以上、3か月以上本市に在住する日本国籍を有するもの及び、無期限に日本に在住することができる特別永住者及び在留資格の種別の内、永住者に該当されている外国人を住民投票の投票権の付与対象としました。</p>
5	<p>「住民投票の権利者の中にある外国人への投票権を認める」とありますが、外国人である以上彼らは本国に投票権があります。これを認めると二国で権利を有することになります。我々日本人は他国への投票権、参政権は一切ありません。日本のことは日本人が決めるというのが民主主義日本の大前提です。</p> <p>そもそもこの投票条例のもととなる自治基本条例の市民の定義は「市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。」とありますが本来、市民とはその市に住民票がある日本人これだけでよいはずで、今の定義だと住民票はなくても市に何らかの関わりがある人全員が投票権を持つことになります。</p> <p>国政選挙なら理解できますが市政の話です。市のことはそこに住民票がある日本人が決めることです。</p>	
6	<p>項目4 住民投票の投票権 ①外国人(永住外国人)を含める。も公職選挙法に準じることなく付け加えられたもので、私は必ずしも反対ではないがこのような大事なことは有権者である住民一人一人に計って決められるべき事であると考えます。少数の委員で決めてしまうのは不適切であると思われまます。</p> <p>もしも住民投票を行うならば公職選挙法に準ずる厳しい制限があるものでなければ市民の生命財産を脅かし市政を混迷に陥れるものになる可能性があるかと危惧します。</p>	